

相楽郡広域事務組合条例第2号

相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、代表理事が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の地域及び項目等に関する事項を記載した計画に関する書類（以下「計画書」という。）並びに生活環境影響調査を実施した結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧の手続き並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設)

第2条 計画書及び報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 代表理事は、計画書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施する生活環境影響調査の項目
- (7) 実施する生活環境影響調査の地域

2 代表理事は、法第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所、縦覧の期間のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称

- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 生活環境に影響を及ぼす地域

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 相楽郡広域事務組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出期限等の告示)

第5条 代表理事は、計画書及び報告書等について、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期間等)

第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 相楽郡広域事務組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関して利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、代表理事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

3 代表理事は、前項の規定による意見書の提出があった場合は、当該意見書に記載された意見に対する見解を公表するものとする。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 代表理事は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に計画書及び報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧の手続の実施及び意見書の提出について、協議するものとする。

- (1) 施設を関係市町村以外の他の市町村の区域に設置するとき。

- (2) 施設の敷地が関係市町村以外の他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺区域に関係市町村に属さない区域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。